

2023年11月9日

大幸薬品株式会社
代表取締役社長 柴田 高 様

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 西島 秀向

【連絡先（事務局）】担当：北村
〒540-0024 大阪市中央区南新町一丁目2番4号
椿本ビル5階502号室
TEL. 06-6920-2911 FAX. 06-6945-0730
E-mail: info@kc-s.or.jp
ウェブサイト: [https:// www.kc-s.or.jp](https://www.kc-s.or.jp)

お問合せ

私ども消費者支援機構関西は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とする特定非営利活動法人で、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む学識者、弁護士、司法書士、消費生活相談員、一般消費者等によって構成されています。2007年8月23日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として、さらに2017年6月21日に消費者裁判手続特例法第71条に基づく特定適格消費者団体として認定されています。（当法人の組織概要は、ウェブサイトをご参照ください。）

当団体は、特定適格消費者団体として、貴社が販売したクレペリン6商品¹（以下「本件6商品」といいます。）について、消費者庁が2022年1月20日²と同年4月15日に公表した措置命令³（以下「本件措置命令」）及び本件措置命令を受け

¹ 「クレペリン スティック ペンタイプ」、「クレペリン スティック フックタイプ」、「クレペリン スプレー」、「クレペリン ミンスプレー」「クレペリン 置き型60g」、「クレペリン 置き型150g」

² https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_220120_01.pdf

³ https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_220415_1.pdf

た貴社の対応⁴と、消費者庁が2023年4月11日に公表した課徴金納付命令⁵とそれを受けた貴社の対応⁶を踏まえ、以下のとおりお問合せをします。

2023年12月11日までに書面にてご回答いただきますようお願いいたします。なお、本件につきましては、本「お問合せ」の内容及び貴社のご回答の有無、内容等について、適宜公開いたします。

記

【質問事項】

消費者庁の措置命令対象期間における「本件6商品」に関し、以下の質問にお答えください。

1. 本件措置命令の対象期間における「本件6商品」の出荷個数についてお答えください。
2. 「1.」の内、貴社が大幸薬品公式通販サイトなどを通じて一般消費者に直接販売した個数及びその売上高についてお答えください。
3. 「1.」の内、貴社が把握可能な、該当商品を購入した一般消費者の人数及びその売上高（第三者を通じて売却した場合であっても、貴社が把握可能な場合を含みます。）についてお答えください。
4. 本件措置命令の対象となった表示については、商品の内容に関して不実の表示をしていたのではないかと考えられます。新型コロナウイルスで不安になっている消費者がこの表示を見たことにより、本件商品の内容につき「本件商品を室内空間に置くだけで新型コロナウイルスなどウイルスを除去してくれる」と誤認して、本件商品を購入するに至った場合には、消費者契約法第4条第1項1号（重要事実についての不実告知）により契約の取消しが可能とな

⁴ <https://www.seirogan.co.jp/info-corporate/202205/>

⁵ https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_230411_01.pdf

⁶ <https://www.seirogan.co.jp/contact/faq/cleverinfo/>

るものと考えられます。しかし、貴社においては「本件6商品」について、消費者に商品代金の返金・商品の返品を受け付けないことを既に公表しておられます。そこで、返品・返金を受け付けない理由についてお答えください。

5. 2023年7月31日付で課徴金6億744万円を納付したとありますが、景品表示法10条所定の返金措置の実施の検討の有無、有る場合にその内容についてお答えください。
6. 本件措置命令の対象となった表示により「本件6商品」の内容を誤認した消費者の想定数に対し、貴社の実施する返金が相対的に少額にとどまった場合（対象者が商品購入の事実を証明できない場合等を含みます。）、貴社は違法な表示・広告により不当な利益を得たとの評価もあり得るところです。そのような利益について保持しないための措置（例えば、貴社商品購入者（本件商品の購入者に限りません。）への還元や、第三者への寄付等を行う。）の予定の有無についてお答えください。

以上